

議案第6号

附属機関の設置に関する条例の一部を改正する条例

上記議案を提出します。

令和6年3月5日

長与町長 吉田 慎一

提案理由

附属機関として、新たに長与町あたらしい学校づくり検討委員会を設置するもの。

附属機関の設置に関する条例の一部を改正する条例

附属機関の設置に関する条例（昭和38年条例第14号）の一部を次のように改正する。
別表教育委員会の部長与町学校事故調査委員会の項の次に次のように加える。

長与町あたらしい学校づくり検討委員会	10人以内	2年	義務教育学校制度及び週当たりの授業時数の見直しに係る事項の調査審議及び建議に関する事務
--------------------	-------	----	---

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。